

平成 30 年 7 月 2 日

各 位

株 式 会 社 F R O N T E O
代 表 取 締 役 社 長 守 本 正 宏
東 京 都 港 区 港 南 2 - 1 2 - 2 3
((コード番号:2158 東証マザーズ)
(NASDAQ ティッカーシンボル:FTEO)
問 合 せ 先 : 執 行 役 員 管 理 本 部 長 上 杉 知 弘
T E L 0 3 - 5 4 6 3 - 6 3 4 4

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 3 月期の内部統制報告（平成 30 年 7 月 2 日関東財務局へ提出予定）に開示すべき重要な不備があり、当社の財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社及び当社の米国子会社（以下、当社連結子会社）は、平成30年3月期の内部統制に係る評価において開示すべき重要な不備を認識しました。また平成29年3月期において、これらの不備の改善へ真摯に取り組み、平成29年3月期末時点において当社における内部統制の開示すべき重要な不備は解消しましたが、当社連結子会社における一部の内部統制の開示すべき重要な不備を是正することができませんでした。一方、平成30年3月期における決算の過程において、当社連結子会社の一部の売上高に関する計上時期の判断、計上額の妥当性、及び一部の非定型の会計処理について、監査人より指摘を受け修正を行っております。

当修正の原因を分析したところ、当事業年度末時点において改善中の不備が残っていることを認識致しました。以上のことから当社は、当社連結子会社の全社的な内部統制、決算・財務報告プロセス、及び業務プロセスの一部に係る内部統制に、開示すべき重要な不備があると判断致しました。

2. 事業年度末までには是正できなかった理由

平成30年3月期において、当社連結子会社は統制不備の是正活動として、新規契約書管理におけるワークフロー整備、証跡保管ルール整備、売掛債権における与信管理の導入、請求書確認体制の更なる強化、債権回収プロセスの強化等を行いました。また営業部門とオペレーション部門との請求書に係る会議の設置等、部門間の連携の強化も行っておりました。

しかしながら、平成30年3月期において、監査人からは、引き続き過去から継続している契約書の管理不備、請求書作成時の誤り等における指摘、加えて、非定型の会計処理における指摘を受けております。当該開示すべき重要な不備を是正できなかった理由として、当該不備の性質が、業務の特殊性から多様な形態の数多くの取引に起因していたこと、又不備のあった対象プロセスが広範囲にわたり複雑に関係していたことから、上述の是正活動を全ての取引に対して徹底させることができず、当該事業年度末日において、改善が間に合わず不備が一部残る結果となりました。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を強く認識しており、適切な決算業務遂行の為に、当社連結子会社の財務経理部門の人材強化、また非定型な取引に関する体制強化などの不備改善の為に、対策を講じていく方針です。また当事業年度、第4四半期から当社連結子会社における主要経営陣を交

代致しました。交代後の主要経営陣は、当社内で培った内部統制の経験と知見を活かし、当社連結子会社における開示すべき重要な不備の是正を進めていきます。

4. 連結財務諸表に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、決算過程で適正に修正しており、平成30年3月期の連結財務諸表に及ぼす影響はありません。

5. 財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以 上